相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡矢祭町大字戸塚字山崎九九番地、最後の住所福島県東白川郡矢祭町大字戸塚字戸塚一二番地

被相続人　亡　藤田　元助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

福島県白河市郭内一二九番地二七

相続財産管理人　宮本多可夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市北千木町一九三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　富澤　治美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

群馬県前橋市表町二丁目一三番一〇号東亜ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高山　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区清川二丁目四番地七、最後の住所東京都荒川区東尾久四丁目四〇番八―二〇二号寺田ハイツ

被相続人　亡　佐々木禎子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

東京都港区赤坂二―二―二一永田町法曹ビル三〇二号

相続財産管理人　弁護士　菅野谷信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市中山四丁目五一五番地、最後の住所川崎市高津区梶ヶ谷二丁目四番地二梶ヶ谷住宅五〇三　被相続人　亡　杉山　忠良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

川崎市川崎区宮本町六番地一高木ビル八〇一号室　安藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市知久町四丁目一二四三番地四、最後の住所不明

被相続人　亡　原田　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

長野県飯田市中央通り四丁目三番一　丘の上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字犬山字天白二〇番地一、最後の住所愛知県犬山市上坂町五丁目一四一番地

被相続人　亡　増田　勝己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番二号第一七KTビル八〇一号アクシア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区石田大山町五番地の二、最後の住所京都市北区紫野花ノ坊町一一番地船岡寮

被相続人　亡　酒井テル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

事務所京都市中京区壬生檜町六番二　エスティハウス西院二〇一　みぶ総合司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　桂　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市山手台四丁目一番、最後の住所大阪府茨木市山手台四丁目一番九号

被相続人　亡　大瀬　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階

相続財産管理人　弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区神明町西一丁三一番地、最後の住所神戸市兵庫区三川口町三丁目五番一五号アミーユ兵庫柳原二一五号

被相続人　亡　西村　和祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

神戸市中央区小野柄通六丁目一番五号福興緑ビル三階　みなとこうべ司法書士事務所

相続財産管理人　澤井　靖人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山縣久米郡稲岡南村大字北庄里方九六八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　赤坂　**敬司**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

岡山県久米郡久米南町里方九六八番地

相続財産管理人　赤坂　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市原田町小原二七三六番地、最後の住所広島県尾道市木ノ庄町木門田一三八七番地二

被相続人　亡　江木　怜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

広島県尾道市古浜町二番二四―一号、事務所広島県尾道市古浜町一―一

相続財産管理人　山本　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市城山二丁目一二番、最後の住所鹿児島市甲突町七番二三号

被相続人　亡　鳥越ユリ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

事務所鹿児島市大明丘二丁目一六番七号田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中佐和子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月六日

一、墳墓等所在地　大阪府東大阪市菱屋西四丁目七番二五号

一、墳墓等の名称　荒川・永和墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府東大阪市荒川三丁目一九番八号　荒川・永和墓地管理委員会

代表者　杉本奈良夫